

令和2(2020)年4月24日

各市町観光主管課長 }
各市町観光協会長 } 様

栃木県産業労働観光部観光交流課長

ホテル又は旅館に対する新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の取り扱いの
変更について

本県の産業労働観光行政の推進につきましては、日ごろから特段の御理解と御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、既に案内のとおり、県におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県内のホテル又は旅館については、県の要請・協力依頼に応じて集会の用に供する施設の休業に御協力いただいた事業者に対し、協力金を支給することとしておりましたが、令和2年4月23日付け事務連絡内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知「基本的対処方針の別添で掲げるホテル・宿泊等について」を受け、協力金について下記のとおり
の取り扱いに変更となりますので、お知らせします。

つきましては、管内事業者及び貴協会会員等に対しての十分な周知に御協力をお願いいたします。

記

○支給対象 【変更後】 4月28日(火) から5月6日(水) まで全期間休業した、県内で営業するホテル又は旅館等

~~【変更前】 4月21日(火) から5月6日(水) まで全期間休業した、県内で営業する事業者~~

~~※ホテル又は旅館については、宴会場や会議室、レストランを休業した事業者~~

~~※宿泊(室)のみの休業は対象になりません。~~

○支給額(変更なし) 1事業者 最大30万円(1事業者当たり10万円。事業所を賃借している場合は10万円を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに10万円を加算)

○協力金のお問い合わせ先 栃木県新型コロナウイルス対策本部事務局：028-623-2826
9時～17時(土日祝日を含む)

※受付開始時期や申請方法等、詳細については、今後県ホームページ等により公表します。

観光地づくり担当

TEL 028-623-3210

新旧対照表

区分	変更前	変更後
支給対象	<p>4月21日(火)から5月6日(水)まで全期間休業した、県内で営業する事業者</p> <p>※ホテル又は旅館については、宴会場や会議室、レストランを休業した事業者</p> <p>※宿泊(室)のみの休業は対象になりません。</p>	<p><u>4月28日(火)から5月6日(水)まで全期間休業した、県内で営業するホテル又は旅館等</u></p> <p>※削除</p> <hr/> <p>—</p> <p>※削除</p> <hr/>
支給額	<p>1事業者 最大30万円(1事業者当たり10万円。事業所を賃借している場合は10万円を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに10万円を加算)</p>	<p>※変更なし</p>
協力金のお問い合わせ先	<p>協力金のお問い合わせ先 栃木県新型コロナウイルス対策本部事務局： 028-623-2826 9時～17時(土日祝日を含む)</p>	<p>※変更なし</p>